以下を考慮し、
a)　WARC-92は、第一地域及び第三地域において21.4-22GHzの周波数帯を2007年４月１日以降に実現される予定のBSSに分配したこと。
b)　1992年以来、上記周波数帯の使用は、決議第525（WARC-92、WRC-03、改及びWRC-07、改）の規定に基づき、暫定手続の対象となっていたこと。
c)　第一地域及び第三地域のBSSのための21.4-22GHzの周波数帯は、決議第507（WRC-12、改）の対象であったこと。
以下を更に考慮し、
a)　第一地域及び第三地域における21.4-22GHzの周波数帯のBSS通信網を事前に計画することは必ずしも必要ではなく、それによって計画時点での技術的な仮定によって利用を停止し、現実の世界的な需要や技術開発を考慮しつつ柔軟な使用を妨げるようなことを避けるべきであること。
b)　21.4-22GHzの周波数帯の使用に関し、WRC-12が明確な取決めをしたこと。
c)　憲章第12条及び第44条が、発展途上国の必要性を考慮しつつ、無線周波数スペクトル及び静止衛星その他の衛星の軌道を利用するための基本原則を示していること。
d)　それらの原則は、無線通信規則に盛り込まれていること。
e)　各種無線通信業務に分配された無線周波数の利用及びこれらの業務の静止衛星軌道その他の衛星軌道の利用において、全ての国は等しい権利を有すること。
f)　したがって、21.4-22GHz帯の周波数割当てを受けている国又は国のグループは、他の国又は国のグループによる新しい宇宙システムの使用が容易になるよう、あらゆる具体的措置を執る必要があること。
g)　第23.13号の規定に基づいてBSS宇宙局の特性を決める際、当該国との合意がない限り、他国の領域への輻射を可能な限り減らすよう、利用可能な全ての技術を利用すべきであること。
以下を認め、
a)　先着順の考え方は、特定周波数帯や軌道位置の利用を制限し、時として阻害する可能性があること。
b)　資源不足や経験不足などにより、調整の交渉において発展途上国には不利な場合があること。
c)　無線通信規則の適用において一貫性の欠如が見られること。
以下を更に認め、
a)　無線通信局により提供された情報及び無線通信局が2011年12月までに受領した第一地域又は第三地域の21.4-22GHzの周波数帯におけるBSSへの割当てが含まれる各種申請をWRC-12が受け取ったこと及び以下の表は無線通信局により提供されたデータを要約したもので、そこでは段階ごとに通信網数に変動が見られること。

	事前公表情報	調整要請	通告提出	MIFR中の通信網数	決議第49に基づく真正性情報	使用開始確認済
2008年10月	605	115	21	2	18	
2009年９月	599	158	24	9	22	18
2010年３月	558	199	22	11	20	19
2010年６月	664	229	22	12	23	19
2011年１月	703	242	20	7	18	14
2011年12月	890	291	13	8*	16	10*

*　１つの通信網については確認中。もう１つの通信網は第11.49号により停止中。

b)　この周波数帯において、上記の表に見るように、幾つかの主管庁からの申請の数は膨大であり、第11条に示された規制上の期限までに実現するとは考えられず、かつ、困難であろうこと。
c)　さらなる認識事項a)に示された申請数は、他の主管庁により既に提出された又は提出予定のBSSシステムの調整を複雑なものにしていること。
以下を決議する。
2012年２月18日以降、第一地域及び第三地域の21.4-22GHzの周波数帯BSSへの周波数割当ての処理に関しては、本決議の添付文書に規定された要求条件に合致する主管庁からの申請に対し、添付文書に示された特別手続が適用されること。

決議第553（WRC-15、改）の添付文書　第一地域及び第三地域の21.4-22GHz帯のBSSシステムへの周波数割当てに適用される特別手続

1　本添付文書で説明する特別手続は、ある主管庁又は主管庁の連名によるグループを代表する主管庁により、（以下の§3で定める場合を除き）１回だけ適用できる。ただし、いずれかの主管庁が21.4-22GHzの周波数帯で第11条により通告された通信網をMIFR上に持っている場合又は第9.34号の規定による審査が適正に終了して第9.38号の規定により公表されている場合は適用できない。以下の§３に合致する主管庁の場合、この主管庁が21.4-22GHzの周波数帯で第11条により通告された通信網をMIFR上に持っており、又は第9.34号の規定による審査が適正に終了して第9.38号の規定により公表されている場合でも、これらの通信網を合わせても自国の領域全体が業務範囲に含まれない場合は、この添付文書で記述された特別手続を利用[1]することができる。主管庁グループの中の各主管庁は、単独で又は他のグループの構成員としてこの特別手続を提出する権利を失う。
2　単独で又は主管庁グループの一員（以下の§３で定める場合を除く。）としてこの特別手続による申請をした主管庁が後に新しい申請を行った場合は、その申請は特別手続の恩恵に浴することができない。
3　広大な又は分散した領域を持ち、１つの衛星軌道からでは全ての領域を含むことができないという幾つかの主管庁の懸念に応えるため、この手続では、これらの主管庁が特別手続を適用して、全領域を含むことを可能にする絶対最小限の数の軌道位置[2]を申請し、これにより全領域を含むことを許容している。
4　この特別手続を適用したいと考える主管庁は、以下の情報を添えて無線通信局に申請する。
a)　自国／国のグループの領域[4]を含むための最小楕円[3]を決定するための20点未満の地理上の座標
b)　各地点の海面からの高度
c)　現実的な範囲で考慮すべき特別な条件
5　上記§４に基づいて申請を提出する際、主管庁は、無線通信局から軌道位置候補に関する助言を求めることができる。
6　§５の無線通信局の支援を要請するために必要な全ての情報（上記§４で定めたもの）が主管庁から受領された後に、引き続く提案に備え、無線通信局は最小楕円境界と軌道位置候補（主管庁の要請があった場合）を迅速に計算しなければならない。また、無線通信局は、これらの情報を要請してきた主管庁に送付しなければならない。
7　特別手続の対象となる周波数割当ての使用を無線通信局へ通知する前又は使用開始する前に、主管庁は、以下の§10で必要な他の主管庁との調整を開始しなければならない。
8　上記§６の情報を受け取り次第、この特別手続の適用についての支援を求めている主管庁は、付録第４号[5]に記載された適切な情報とともに、事前公表情報と調整要請を提出しなければなら